

## 平成26年2月臨時会会議録

平成26年2月5日 水曜日 午前10時00分開会

小 関 勝 助 議 長 大 道 寺 信 副議長

### 出席議員（15名）

1番	赤 間 泰 広	議員	2番	梅 津 善 之	議員
3番	江 口 忠 博	議員	4番	今 泉 春 江	議員
6番	竹 田 博 一	議員	7番	我 妻 昇	議員
8番	大 道 寺 信	議員	9番	蒲 生 光 男	議員
10番	町 田 義 昭	議員	11番	佐々木 謙 二	議員
12番	安 部 隆	議員	13番	洪 谷 佐 輔	議員
14番	高 橋 孝 夫	議員	15番	大 沼 久	議員
16番	小 関 勝 助	議員			

### 欠席議員（1名）

5番 小 関 秀 一 議員

### 説明のため出席した者

内 谷 重 治	市 長	遠 藤 健 司	副 市 長
加 藤 弘 二	教 育 委 員 長	加 藤 芳 秀	教 育 長
中 井 晃	総 務 課 長	齋 藤 環 樹	財 政 課 長
鈴 木 一 則	企 画 調 整 課 長	齋 藤 理 喜 夫	文 化 生 涯 学 習 課 長

### 事務局職員出席者

飯 澤 常 雄	議 会 事 務 局 長	小 林 克 人	補 佐
鈴 木 和 夫	議 事 調 査 係 長	安 達 洋 司	主 任 技 士

### 議事日程

平成26年2月5日 水曜日 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 平成 2 5 年度長井市一般会計補正予算第 8 号

(質疑、討論、表決)

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

## 日程第2 会期の決定

### 開 会

- 小関勝助議長 おはようございます。  
ただいまから平成26年第1回長井市議会臨時会を開会いたします。

### 開 議

- 小関勝助議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の会議に欠席の通告議員は、5番、小関秀一議員1名であります。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。  
なお、山形新聞社記者からパソコン、カメラ、録音機の使用について申請があり、許可いたしましたのでご報告いたします。  
本日の会議は、配付しております議事日程をもって進めます。  
なお、この日程につきましては、先ほど開催されました議会運営委員会にお諮りし、内定を見ておりますので、ご了承を願います。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

- 小関勝助議長 日程第1、会議録署名議員の指名であります。会議規則第81条の規定により、ご指名いたします。  
10番 町田 義 昭 議員  
11番 佐々木 謙 二 議員  
12番 安 部 隆 議員  
以上、3名の方をお願いいたします。

- 小関勝助議長 次に、日程第2、会期の決定であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 小関勝助議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。これから上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 小関勝助議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

## 日程第3 議案第1号 平成25年度長井市一般会計補正予算第8号

- 小関勝助議長 それでは、日程第3、議案第1号 平成25年度長井市一般会計補正予算第8号の1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

- 内谷重治市長 おはようございます。

議案第1号 平成25年度長井市一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。

第1条の債務負担行為の補正につきましては、第1表、債務負担行為補正のとおり追加いたします。

このたびの補正は、文教の杜を平成26年度から引き続き指定管理者制度で管理いたすためのものであり、長井の心の原点である文教の杜を拠点として幸せを実感し、生き生きと暮らせる魅力あるまちづくりのための施策を展開いたすため、必要な予算の限度額を設定いたすものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○小関勝助議長 提案者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

3番、江口忠博議員。

○3番 江口忠博議員 このたびの補正予算については、おおむね賛成の立場からの、ちょっと若干確認も含めた質問をさせていただきたいと思いますが、これまでの文教の杜の指定管理者については平成20年からのスタートと承知していますが、その際にさまざまな議論が行われたことを、過去の議事録をさまざま振り返ってみますと承知するものです。中には、この文教の杜という施設は博物館という位置づけなわけですが、この博物館における学芸員の必要性についての議論なども、さまざま議論なども行われてきたようではありますが、博物館については例えばこれは登録博物館ではなくて博物館の類似施設というふうな認識で当局がおられるか、まずその点、ちょっと確認のための質問をさせていただきたいと思いますが、これはじゃあ文化生涯学習課長ですかね。

○小関勝助議長 齋藤理喜夫文化生涯学習課長。

○齋藤理喜夫文化生涯学習課長 お答え申し上げます。

江口議員ご指摘のとおり、博物館というふうなことではなくて博物館類似施設というふうなことになります。

○小関勝助議長 3番、江口忠博議員。

○3番 江口忠博議員 そうしますと、学芸員と

いうのは必ずしも設置する必要はないということというふうに法的にはなっておりますが、この施設については、さまざまな専門的な知識や例えば技芸も含めて、そういった方々のサポートがないとなかなか円滑な運営ができないというふうなことを言われておりました。

それで今、文教の杜友の会という組織も外郭団体としてあるわけですが、これについて、当初は指定管理者受ける前から文教の杜、財団がスタートしたときからこの友の会ができて、財団を市民がですか、ファンがサポートしているというふうな、そういった趣旨で立ち上げられたというふうにも仄聞していますが、この文教の杜友の会も現在247名の会員で、しかも会費等々で年間70万円ほどが入っていると。この運営については、さまざま会報を発行したり、あるいは友の会でグッズというのかな、いろんな商品を開発してそれを販売したりとか、そんなこともサポートの活動の中身として入れてるようでございます。

これについて、外郭団体も本体と今後合流していくというふうなことも考えていったほうがいいのかというふうな気もしております。というのは、文教の杜については、本当に多くの市民の方々の参画、あるいは参加によって開かれた博物施設ということにしていくんだということでありましょうから、そうしますと、あえて外郭として友の会を置くということではなくて、本体と合流していくべきではないかというふうな思いもするんでありますが、その辺はどなたかご答弁いただければありがたいと思いますが、ご所見を伺いたいと思います。じゃあ副理事長の市長でいいですか、財団の副理事長。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

文教の杜友の会、現在247名の会員がいらっしゃるということで、江口議員からございましたようにグッズといいますか、さまざまなもの

をつくっていただいて、それを財団のほうにご寄附をいただき、来館された方への商品として販売させていただき、大切な文教の杜のほうの財源になっているというふうに伺っております。

ご質問の一般財団の文教の杜と文教の杜友の会を一体化するというのも必要なんじゃないかと。友の会を取り込むということなんでしょうけども、これらにつきましては、やはり評議員会、あるいは理事会等々でちょっと議論をまだ全くしておりませんので、やはりまずは理事会で理事の皆様のご意見なども頂戴しながら検討していくべきことであろうというふうに思います。

なお、財団そのものは設立のときの寄附行為につきましては全て長井市のほうで出捐してるということでございますが、なかなか収入源としては、指定管理者制度でしていただいたことにより長沼彫塑館の入館料、またこういったグッズ販売というのが主な現在の収入源であります。やはり今後の、何でしょうかね、収入として見ていかなきゃいけない部分というのはたくさんあると思うんですね。もちろん長井の心の原点だということはあるわけですが、せっかく長沼孝三先生からいろんな作品等々をご寄附いただいておりますので、ちょっとなかなか難しいんでしょうけども、先生の作品の図録とかですね、あるいは場合によっては作品のレプリカを販売できるとかいうことを前々から望まれているというふうに伺っております。

また、小桜館もやはり管理の中に入っておりますんで、小桜館を活用したさまざまな例えば展示とかワークショップすることによって少し収益を見込めるものもあるんじゃないかなというふうに思ってますし、また、最近ですとまちなか美術館とかまちづくりNPOセンターはじめ、いろんな団体が文教の杜を中心として、特に宮・小桜街区のまちを活性化しようというような取り組みなどもいろいろございますので、

そういった方々との連携によって、やはり財団として盤石な基盤を築けるような、そういった収入というものもこれから検討すれば、なかなかおもしろい企画もできるんじゃないかなと考えているところでございます。以上でございます。

○小関勝助議長 3番、江口忠博議員。

○3番 江口忠博議員 ありがとうございます。これから検討ということですが、よろしく検討をいただきたいと思います。

冒頭申し上げた学芸員が必ず必要な施設ではないということを確認いたしました。しかしながら、さまざまな専門的な知識を持った方々があそこにかかわるということは大事なことだというふうな気もいたします。その中であって、市民の方々でもかなり専門的な知識、見識をお持ちの方もたくさんいらっしゃいますし、もちろんそれぞれの専門の技芸をお持ちの方もいらっしゃいますので、ぜひそういった方々をこれから文教の杜の中にサポーターとして取り込んでいただければなと思います。

今回の予算については、かねてからずっと懸念されてきました人材についてかなり踏み込んだ見解も述べていただきながら、ある程度手厚い予算にいただいたというふうに思っております。これについては、これからの人材養成に関して一定の方向性をちゃんと見出した予算なのではないかなというふうな思いもしておりますが、ほかの部分で、何遍も申し上げてちょっと恐縮ですけども、市民の方々の参画をどう図っていくか、ふだんからサポーターとして。例えば私は当初から漆器の調査についてはずっとかかわっておりますし、私以外でも例えば焼き物であるとか、扇屋さんのほうに収蔵されておりますさまざまな日用品から工芸品から、そういったものを分類して管理していくに当たっては常勤の職員だけでは当然賅えないということもございますので、そういった意味で広く市

民の方々にそういった活動といいましようか、お力添えもいただかなければいけないというふうな気は当初から私自身思っておりましたので、これからもそういったことを積極的に活用するというのをぜひ検討していただきたいと思いますが、その見解を市長から。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

一般財団法人文教の杜の運営にかかわる理事会なり、あるいは評議員会でのさまざまなご意見をいただいて運営をしているわけでございますが、市長というよりは理事会の中の一理事として今後理事会あるいは評議員会のほうに、ただいま江口議員からありました文教の杜に対する、あるいは長沼孝三先生の長井の心であったり、子供たちにも深く長井の心を持ってもらおうということであるような教育現場でも文教の杜についてはいろいろ紹介させていただいてるわけですが、そういったことも鑑みましてぜひ、より市民の心のふるさととして、芸術文化の拠点として文教の杜を管理いただく財団の方に何らかの形で参画できるような仕組みづくり、そういったものなどをぜひ検討いただくようお願いしてまいりたいというふうに思います。

ちょっとここでは、やはり市のほうとはまた違った財団でございますので、指定管理としての教育委員会からのさまざまな要望等もちろんお願いしていくことになるかと思いますが、私のほうからは、副理事長の立場でございますけれども、理事会のほうにぜひ提案してまいりたいというふうに思います。

○小関勝助議長 ほかにご質疑ございませんか。

10番、町田義昭議員。

○10番 町田義昭議員 指定管理制度について異議を申し上げるというものではないんですけども、財団設立にかかわる経過資料を見させていただいた中で、指定管理者の団体としての資格というんですか、果たしてこれが望ましい姿

であるのかなという点から申し上げますと、どういものかなと、少しの疑問が生じるのではないかなと私個人的には感じているんですけども、受けるほうと出すほうが当局の市長をはじめ副市長、そして教育長、三役が役員のメンバーとして入っておられると。こういうことは今までの指定管理者制度の中では特異な状況でないのかなというふうに感じておるんですけども、この点について市長はいかがでしょうか。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 町田議員のご質問にお答えしたいと思います。

町田議員もご承知のとおり、地方自治法の改正が平成15年になされまして、いわゆる文教の杜も含めた公の施設の運営については直営か、もしくは指定管理者制度をとらなきゃいけないという規定になったわけです。これはご承知のとおりだと思います。その中で、ただいま町田議員のご指摘のとおり、確かに例えばほかの文化会館であったり、また図書館であったり、地区公民館も長井市で行ってるわけですが、市とは全く違った、あんまりかわりがない会社、あるいは団体等で行っていただいているわけですが、文教の杜を考えた場合、じゃあ直営でできるかといいますと、直営でできないわけでもないかもしれません。結局施設の管理ですから、いらっしゃるお客様のご案内とか、あるいは彫塑館は入館料をいただいているわけですからその徴収とか、あと小桜館についても使用料をいただいているわけですからそういったものの管理とか、それに加えてご寄贈いただいたさまざまな文化財、あるいは美術品等々ございます。そういったものの保管とか管理、あるいは整理、こういったこともお願いしているわけですが、その部分については市のほうで直営するといった場合に、例えばそれなりの定時補助職員みたいなものでやっていくと。学芸員については現在のところ定年退職を迎える職員が1名、この

3月ですね。あともう1名いるわけですが、それらの職員を専属にさせるとかということでできないわけではないんでしょうけども、そうしますと今度は文化生涯学習課という教育委員会の中の職員が手薄になってしまうということで、したがって、直営するとしても相当な準備が必要だろうというふうに思っています。

一方で、今までみたいに一部委託ですと非常にやりやすかったわけですが、地方自治法上はそれはできないということであり、長井市で指定管理者の第1号が文教の杜であったわけですが、それは以前にもお話ししましたように、行革の一環としてできるだけ市のほうの負担が少なくなような形をお願いしたいという思惑が確かにあったと思います。そんなことで、違法の状況にしておけないということから平成19年度だったでしょうかね、行ったんですけども、それは必ずしも適切ではなかったという反省の上で、財団そのものにもう少し私どももいろいろなお手伝いをしていかなきゃいけないということで、今回のような形の指定管理者をとらせていただいたということです。

ちょっとはっきりとした明快な答弁じゃなく、恐縮なんですけど、議員おっしゃることはよく理解できますし、本来であればもっと違った団体があればいいのだというふうに思いますが、やはり現在のところは文教の杜が一番適している。せっかく文教の杜で、何というか、うまく活用するためにできた財団を使わない手はないという、そういう私は考え方で今回も公募じゃなくお願いしたいと思っております。以上です。

○小関勝助議長 10番、町田義昭議員。

○10番 町田義昭議員 市長の答弁は、私も十分その点については理解はしております。ただ、役員体制について、市長も副理事長に入っておりますし、また評議員会の中に副市長並びに教育長も入っておられるというこの姿が果たして

望ましいのかなど。そのことについてお考えをいただきたいなと思います。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 財団のほうに市長が入ってたり、理事として、あるいは副市長が評議員として入ってるということが適切かということは、財団としては私は適切だというふうに思っています。それは、財団が設立されました平成5年から、当初から当時の平市長が副理事長として入りますし、助役も評議員、そして収入役は監査ということで入っています。次に目黒市長になりましても同じように副理事長、助役、収入役も同じだったわけです。私もそれを引き継いでおります。ですから、財団としては市が100%出捐金を払っておりますので、これはかかわるのは当然だろうと。ただ、指定管理にじゃあ文教の杜が適切かと言われると、ただいま申し上げましたように財団というのは文教の杜をうまくやはり生かさなきゃいけないということで、さまざまな市民の皆様の思いが結局財団の設立に至ったわけです。したがって、指定管理をじゃあ公募ですということでは文教の杜にしなないとすればですね、財団そのものをどう生かしていくかということが非常に希薄になる、希薄じゃないですね、非常に財団の目的、設立趣旨が薄れてくるというふうに考えてますので、それとこれとは話は別だということで私は考えているところでございます。

○小関勝助議長 10番、町田義昭議員。

○10番 町田義昭議員 その点については十分理解をするものでございますけども、私はやはり文教の杜というのは文化芸術の基点になっているのかなど、長井市の場合、そういうふうに考えておるものですから、さまざまな他市の状況なども気にかかるわけでございます。米沢市は伝国の杜を中心とした文化芸術と、南陽市の場合は夕鶴の里、あるいは宮内の蔵ですか、あそこを中心とした文化芸術ということで、私も

たまたま20年ほど前を振り返ってるんですけども、高島のまほらに行ったときに、あその係の人といろいろお話をさせていただいて、長井市さんはうらやましいですねと、本当に文化芸術に対しては置賜で一番レベルの高い自治体だというふうに言っていた記憶があるんです。それからずっと20年経過してるんですけども、果たして現在がそういう状況に長井は立ち位置としてあるのかなというふうに考えたときに、必ずしもその地位はどうなんだろうかねと、少しくエスチョンがついてきてるんでないかなというふうに心配もしておったものですから、やはり民間の方々の英知を絞って文教の杜ながいを充実させていただきたいなという一心で今ちょっと質問をさせていただいておるわけで、やはりもっともっと民間の英知が吸収というかね、注入できるような環境づくりにぜひ努力をしてほしいなど、指定管理をすることによって。その点について市長の見解をお伺いします。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 町田議員のお考えはよくわかりました、それで、このたびの理事会、前理事長が辞任をされるということで、辞任の届けがございました。それで臨時理事会を開いたわけですが、今後の理事をじゃあどうしようかと。理事長は理事の中の互選でございます。文教の杜の規定では理事は5名から7名というふうになっておりまして、前理事長が辞任されますと理事の数が足りないということ、それから、7名まで理事を増やせるということでありましたら、5名でございましたんでぜひ7名まですべきじゃないかということで、理事の皆様からぜひどなたがいいか推薦していただきたいということとか、あと教育委員会なんかでもどなたか理事の人にどういう人が適任か出していただきたいということでお願いしたわけでございます。ある程度名前が出てくる段階で、その際にぜひ私

も議会のほうからはやはり市長が副理事長になってるのは指定管理者を受ける団体があんまり、違法的なことではないんですが適正じゃないというふうに思っておりましたので、私も皆様の考えで適切じゃないということであればこの際引くということも考えたいと、いかがでしょうかということなどもお伺いしました。理事会の中では、むしろ行政と財団は一体で財団の目的を遂行することが望ましいという声が全員でございましたので、私は留任させていただいたということでもあります。

失礼しました、ちょっと間違っって申し上げておりました。文教の杜の定款によりますと、理事は3名以上8名以内となっております。大変、おわびして訂正させていただきますが、最大限やはり理事をふやすべきだということだったんですが、結果として現在は7名ということになっております。

それで、それらについて今度は評議員会でご承認をいただかないと理事は決定できないということで、評議員会でも同じ旨の、私も副理事長として理事長にかわって出席させていただいて、評議員の皆様からご意見をいただきました。やはり評議員の皆様も、一般財団の文教の杜は市と一体となって取り組むべき課題もたくさんあるので、ぜひ留任すべきだというようなご意見を全員いただきましたので残らせていただいたという経緯でございます。

町田議員の趣旨もよく理解できますが、そんなことでまず当面は、まだまだ体制が整ってないと、遅れた長井の芸術文化がここ20年ぐらいで少し停滞してるということのご指摘でもありますし、やはり行革でなかなか思うようにできなかったこともあります。ぜひそれを挽回すべく、まず少しの間はこのままとどまらせていただきたいと、努力していきたいというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

○小関勝助議長 14番、高橋孝夫議員。



○14番 高橋孝夫議員 2点ほど、確認も含めてお聞かせをいただきたいと思っていますが、平成26年度から文教の杜の指定管理は3期目に入るといことになるわけですが、その際にこれまでの2期の指定管理を踏まえて評価をしているわけです。私、12月の質問でも申し上げましたけれども、評価の中にはいろいろあって、指摘事項も同時にあったというふうに理解をしているわけですが、このたび指定管理者となる一般法人の文教の杜が、いろいろな評価の中で言われている指摘、あるいは改善事項、あるいは提言を受けた内容、それらをどう具体化していくのかというふうなところについてはどのような整理がなされているのか、ぜひこの際お聞かせをいただきたいというふうに思います。

もちろんこれから検討していかなきゃならない課題もありますから、これはこう、これはこう、これはこうというふうにはなかなか回答できないところもあるんでしょうけれども、方向性としてこうだということについてはぜひ概略的にお示しをいただきたいというふうに思います。課長でしょうか、お願いをします。

もう一つは、今ほど町田議員からもありましたけれども、私もというよりも、この間の文教常任委員会協議会の中でも出されました、やはり指定管理者を出すほうと受けるほうの体制のあり方というのは整理をしなきゃいけないんだろなというふうに思っています。今、市長からは平成5年当時のいきさつ、こうだったんだと、それを引き継いでいるのだというお話がありましたけれども、それは当時はそうだったのだというふうに思うんです。ただ、いつまでもその体制を踏襲していいのかというふうになれば、私は整理をする必要があるんだというふうに思うんです。長井市長が指定管理者を指定をする、いわゆる公の立場で、受けるほうにも市長も副市長も、それから教育長も入った団体が受ける

というのは、これは法上は問題ないというふうにしていても、でもやっぱり整理をしなきゃならないんだというふうに私は思うんです。

答弁の中にあるんですけど、行政と一体でというのは考え方はわかるんですが、しかし、それがいつまでもそうではないんだというふうに私は思うんです。平成5年の結成当時は一緒にやりましょう、行政と一体でなきゃいけないというのは、それはわかります、設立の趣旨からいったって経過からいったってそうです。だけど、20年たつてまだ同じというのは、これはやっぱり考えていかなきゃならない課題だというふうに思うんです。もちろん、そうは言いつつも、今回臨時に理事会を開いて評議員会を開いて、そして新たな体制を立ち上げたばかりですから、すぐどうこうというふうにはならないと思います。市長が言われているように、当面はこれでやらせてもらいたいということも理解できます。だとするならば、将来ここは見直して、こういうふうに進んでいきたいという、そういう見解は示していただく必要があるんだというふうに私思うので、そこについては、後段については市長からそれぞれ答弁をいただきたいと思います。

○小関勝助議長 齋藤理喜夫文化生涯学習課長。

○齋藤理喜夫文化生涯学習課長 お答えいたします。

指定管理に関する評価と今回、これまでの検討の状況というふうなことかと思えます。評価につきましては、指定管理者側から施設の維持管理に関すること、特に施設の安全、あるいは修繕に関する部分、それから経費の節減に関する部分というふうなところで、採点が厳しくといたしますか、自己評価として低くなってございます。それからもう一つは、職員の配置に関することというふうなところで低い自己評価が出されてございます。総体といたしましては、施設の維持管理の部分について、指定管理者側が

低い評価をしているというのは、現実的にこういうふうな状況ですというふうなことで低く評価をしたものだというふうに考えてございます。その点につきましては、設置者側としての対応が必要な部分があったというふうなことでございます。これについては、指定管理料とは別に修繕、あるいは大規模修繕工事といったふうな形での対応を今後とも計画的に進めていく必要があるだろうというふうに思っております。

それから、運営に関する部分で、職員の配置に関する部分が点数的には低い自己評価を得てございます。ただ、それ自体は、これまでの私どものほうからの指定管理の基本的には、積算というふうに言ってしまったほうがわかりやすいかと思うんですが、指定管理の積算の範囲の中で対応していくというふうな部分ではかなり難しい状況があったというふうなことで、自己評価として厳しい点数を記入されたというふうなことであったと思います。それに対しまして、第三者機関からの評価といいますか、意見についても、そうした指定管理者側の状況をきちっと把握をしながら職員体制、それから専門的な知識というふうなものを持った体制が必要なんだろうというふうな評価、意見をいただいたというふうなことでございます。その点については、指定管理に係る基本的な考え方であろうというふうに思います。その点につきましては、今回の補正の提案の内容である程度、一定程度の方向性を果たすことができたのかなというふうに考えております。以上です。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの町田議員のご質問でもお答えしましたように、いずれ市長なり副市長、あるいは教育長も評議員として入っておりますが、市のほうの特別職が理事なり評議員に入ることについて必要かどうか、適正かどうかというこ

とについては、理事会、そして評議員会でしっかりと意見交換をしていきたいというふうに思っています。ただ、臨時の理事会、評議員会をことしに入ってから行ったわけですが、その際には、ぜひまずは市と一体となって文教の杜の財団が目的に向かっている事業を展開することが長井市の芸術文化の振興なり、あるいは文教の杜を含めた長井の心の醸成に必要な不可欠だろうというようなお話でございましたので、当面はぜひ残って私も努力しなきゃいけないと思っております。

個人的には、残念ながら芸術文化としては非常に私も勉強不足であり、また、教育委員会が大体所管してる部分については残念ながら決裁権もないという状況でございますので、やはり20年たっても文教の杜の財団の目的とか事業というのは変わってないわけでありまして、そういった意味では、まずはどのぐらいの期間と言うにはここでちょっと限定はできない、断言はできないんですけども、もう少しやはり財団そのものの運営というのは非常に難しいと。ようやく職員の1名体制から、ここ指定管理3回目受けた3年間の中で2名なり3名と、また、学芸員についてもどうするかということなども検討できるような状況になりましたので、それから、もう少し引き続きしっかりとした財団としての自主性が出てくるまではやっぱり市のほうでも、教育委員会はもちろんですが私もよく理解して、行政側と教育委員会と、それから文教の杜一体となって、ぜひこの大切な市民の財産を維持発展をさせていきたいというふうに思いますので、よろしくご指導、ご理解賜りますようお願いいたします。

○小関勝助議長 14番、高橋孝夫議員。

○14番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁いただきましたけれども、わかる、わかるというかね、言ってること大体わかります。ただ、体制の問題でいえば、市長が先ほど来おっしゃってる中

身からいえばね、じゃあ何で行政と一緒にいろいろな事業を展開をしなきゃならない団体が指定管理者の団体になるのかというような根本的なところに帰ってしまうんです。それだったら直営でやったほうがいいんじゃないかというふうになるわけですよ。そういうふうに逆にね、考えざるを得なくなってしまうなという、私はそういうふうに思うんです。それではまずいので、指定管理という制度をとる以上は、やはり見通しはきちっと示さなきゃいけない、整理もしなきゃならないというふうに思うんです。

私は、これは3月の定例会で多分一般の法人の文教の杜ながいが指定管理者という形での議案というかが提出をされるんでしょうけれども、そうなったときに3期目の指定管理の中で、だから3年間ですよ、その中で整理をしていく課題の一つに挙げて、これもやっぱり進めていくのだと、文字どおり指定管理者制度のよさ、これを生かせるような、そういう体制をとって行くのだということは、答弁の中でいただいおかないとちょっと難しいなというように思うんです。そこは見通しですから、そこのところについては市長からきちっと明言いただいおきたいというふうに私は思うんですけれども、いかがですか。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋議員がおっしゃる考えもあると思います。確かに指定管理者なんだから、これは行政と別に受けたところはしっかりやれと、そこと発注者が、例えば発注といいますかね、お願いする側が同じ人物だと、その中に役員が入ってるというのは、これは適正じゃないということをおっしゃってるのかもしれませんが、こういうちょっと語弊があるかもしれませんが、例えばこの辺でしたら山形市とか米沢市とか鶴岡市、酒田市とか、そういったところだったらそのほうがいいかもしれません。しかし、私たち長井市の規模ではむしろ一緒に

なったほうが、法的に問題なかったら私はいいと思ってます。しかし、私自身が別に理事に入って自分の意向をどうのこうのじゃなくて、よく財団の中身を理解できるということでの考え方です。ですから、私が財団を引っ張っていくということは、8年目でございますけれども残念ながらそんなことはしておりませんし、勉強の場だと思ってるわけですね。そして、むしろ行政側でもっと教育委員会なり、あるいは財団のほうにどういったお手伝いをするかと、なかなか理事の皆さんと、あるいは評議員の皆さんと意見交換をする場というのは設けられない。設けてこなかったと言ったほうが正しいのかもかもしれませんが、そういうことも踏まえて、私はもう少しいるべきだろうと。残念ながらなかなか、理事会が公務とダブって出席できないことが大部分でした。しかし、そういったことの反省も踏まえて、やはり財団の実情なり、理事の皆さん、評議員の皆さんのご意見をよく伺って、今度は行政の立場でいろんな支援を、あるいは十分なお手伝いをいろんな意味でしなきゃいけないというふうに思っております。

したがって、まずこの3年間でその辺ははっきりしたらどうかということですが、ここはやはり先ほどから申し上げてますように、私は残ることについては全く固執してないんですね。理事の皆さん、あるいは評議員の皆さんもそれは議会の皆さんの意向もそういうことであれば、我々でやるので市長なり副市長、教育長は役員として残らなくてもいいということでございますれば、私は私も含めて副市長、教育長も2年任期でございますので25・26、次が27・28ですから、27年の改選のときに理事から外れるかどうかは別として、そういったご意向もお伺いしながら決定していきたいと。今この場で、高橋議員のおっしゃることはよく理解できますけれども、やはり一旦理事会に、評議員会にご承認いただいたわけですから、その上で考えていき

いと。

私は先ほど申しあげましたように、むしろ長井市規模だったら、指定管理者でお願いする側と受ける側が同じ人間がいたらまずいということは法的に問題なかったら、むしろ一体のほうスムーズにいくというふうに私自身は思っています。でも、それが適正じゃないと議会の皆さんがおっしゃるのであれば、それはもう一度理事会、評議員会のほうに諮らせてもらって、その指示を、決定を重視したいというふうに思います。

○小関勝助議長 14番、高橋孝夫議員。

○14番 高橋孝夫議員 何でそういうふうになるのかなととても理解できないんですけども、私は、3期目の指定管理の中で行政がしなきゃならない課題があるんでしょう、それをちゃんとやって引き継げるようにしたらいいんじゃないですかと言っているんです。それが整理だと私は思うんですよ。そういう意味で申し上げているし、先ほど来申し上げてるのは、新たな体制を立ち上げたばかりなんだから、それを極端に言えばあしたにじゃあもう一回やってかえろなんて、そんな言い方はしてないんですよ。今かかわっているわけだから、かかわりをこれまでなんかよりはもっと密にして、行政が本当にやらなきゃならない課題、これ指摘をされてるわけですから、これもきちっとやる。指定管理が本当に目指す方向、これを3年間で築き上げていくのだということを私は決意としていただきたいというふうに申し上げてるんですよ。いかがですか。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋議員おっしゃるのが正論だと思います、確かに。3年あればしっかりと、これは教育委員会のほうにお願いしていくわけですけども、その体制は私どものほうから教育委員会のほうに十分な職員を送る、あるいは予算をつけるということが前提でありますけれど

も、ただ、どのぐらいの体制が必要なのか、教育委員会がですよ、文教の杜に対してさまざまな支援策なり、いろんな意味での支援策ですね、そういったものについてもう少し教育委員会のほうと話をしなきゃいけないというふうに思っていますし、まず3年間ということについて、例えば文教の杜については今まで平成22年度に答申をいただいております。文教の杜の将来構想ということで色摩武愛委員長のほうからいただいております、その中にはソフト、ハードいろいろございます。例えば長井の大切な宝が残念ながら保存状況がよくない、これの収蔵庫、あるいはたくさんの美術品があるわけですから、そういったものを長沼彫塑館以外の作品を展示するような、しかも市民の発表などもできるような展示施設等々のご意見などもございました。あとはちょっと質は違うんでしょうけども、やはり古代の丘なども長井の心の原点の一つであると。ですから、そういったところなども踏まえなきゃいけないと。これはまた別な方面からのご意見などもございます。そういったところをまず何とか、3年間でどこまでできるかですけども、一つの基準として頑張ってみたいというふうに思います。その上で、理事会、評議員会の皆さんと意見交換をして方向性を定めていきたいと。ここの場で、じゃあこの3年間で行うということについて、個人的にはやはり3年間ぐらいで自立できる、失礼な言い方ですけども、財団としてしっかりと指定管理者としていろんな事業も含めて、行政とは全く独立してできるような体制をとれるようにまず努力しながら、まず3年というのは確かに一定のめどだと思いますので、それを目標に努力してまいりたいというふうに思います。

○小関勝助議長 ほかにご質疑ございませんか。

9番、蒲生光男議員。

○9番 蒲生光男議員 最初に、定款でどういうふうに解釈すればいいのかなというふうにまず

思うんですけども、まず評議員ですね、第4章第9条、これ評議員3名以上8名以内置くというふうにございます。理事が、これも同じく8名まで置けると。今現在7名ですよ。仮に現実的にはこういうふうにはなんないんでしょうけども、こういうふうにとって、これから言うことです。例えば評議員が5名しかいないと、理事が7名です。それでもいいわけですよ、8名以内ですから。ただ、その次のページに、評議員は第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有すると現にあります。例えば5名の評議員がいて、何らかの理由によって3名の評議員が辞任の申し出があったと。こうしますと、評議員会としては3名以上8名以内ですから定数が足りなくなるわけですよ。この場合に、そういう場合は新たに選任された者が就任するまで評議員としての権利義務を有するというふうになるわけなので、その辞任の申し出があった評議員については、なお評議員としての権利義務が発生しますよということの解釈になるんだろうなというふうに思いますけども、例えばこれが8人いて、3人の方の評議員が辞任の申し出があったとした場合には、定数が今度5に減るわけですから、5ということは定款上の評議員の体制ですね、3から8を満たしてるわけですよ。こういうケースの場合は、退任の希望、申し出があった評議員の方は、この新たに選任された者が就任するまで評議員としての権利義務を有するというには該当しないと、こういう解釈ですか。課長か、ちょっとどなたでも結構なんですけど、その解釈の仕方です。

○小関勝助議長 齋藤理喜夫文化生涯学習課長。

○齋藤理喜夫文化生涯学習課長 お答え申し上げます。

今の議員のご指摘でございますが、定款の文

言を見る限りはそのように解釈してよろしいんじゃないかというふうに思われます。

○小関勝助議長 9番、蒲生光男議員。

○9番 蒲生光男議員 私が考えるようなことは起こり得ないようにやっていくんでしょうけども、そういう点から考えますと、評議員の定数の3名以上8名以内で置くというふうにあります。3名というのはやっぱり少な過ぎるのではないかというふうに思うんですよ。いわゆる評議員の権限から見ますと、かなり大きい権限がございます。そして、3名の評議員会でこれを決議をするというのは、仮にですよ、3名しかいない、3名でも成り立ってるわけですから、これは余り適正ではないのではないかとこのように思われるわけですね。そういったことで、こういったことの組織の定数などについては見直しをしていく必要があるのではないかなというふうに思ったんですけども、この点いかがでしょうか。

○小関勝助議長 どなたですか。どなたが、答える人。

○9番 蒲生光男議員 課長でも誰でも。

○小関勝助議長 齋藤理喜夫文化生涯学習課長。

○齋藤理喜夫文化生涯学習課長 お答え申し上げます。

財団のほうの、当初の定款等がどのようになっているか、ちょっと今の段階で確認をさせていただきますが、当初の段階を踏まえて今回の定款づくりが行われたというふうに思われます。そういったふうな経過等も含めて、改めて財団側のほうにその状況を確認しながら、場合によっては、定款の変更というふうなことも考えられるかどうかですね、基本的には財団側のほうで検討していただくというふうな形になろうと思います。以上です。

○小関勝助議長 9番、蒲生光男議員。

○9番 蒲生光男議員 そんなふうな、私が万が一のことまで考えた、想定したことなんて起こ

り得ないように努力なさるんでしょけれども、でも、考えればそういうこともあり得ると、こういうふうに思いますので、ぜひ先ほどの高橋議員と市長のやりとりじゃないですけども、適正さを欠くなんでいうことは申し上げませんが、最適であるかどうかという点については、もっと検討すべき部分はあるのではないのかなというふうに思いますので、検討していただきたいなというふうに思います。

それから、この資料は協議会の資料か。3ページ目に事業運営について記載してございます。②の事業運営の丸ぼちの2番目ですが、各種資料の整理、長沼孝三作品図録、古文書解説などのために市内外の専門家によるサポート体制をつくるための謝礼金等を確保する。謝礼金等を確保することについては何も異議はあるわけじゃないんですが、いわゆる長井市の生い立ちから特に合併までの間の1町5カ村のさまざまな資料というのは蔵の中に保管してございますよね。私、きのう実はちょっと調べ物があって行ったんですが、まず古文書、草書体で達筆に書かれてますから全く、ほとんど読めないんですね。3分の1ぐらい、こうだろうなというふうにしにしか読めません。要はああいったものの整理がどこまで進んでるのかなというようにちょっと非常に疑問を持ったものですから、要は長井市の生い立ちにまつわる整理をああいったものから体系的に整備しておく必要があるのじゃないかと私は思うんですね。長井市が合併したのが昭和29年11月15日、1町5カ村でやりましたというのは、例えば長井市の生い立ちを学校で教える際も、それは言えると思います。しかしながら、その前の段階で、じゃあ平野村の生い立ち、平山小学校の生い立ち、九野本小学校の生い立ちとか、さまざまな当時の出来事などを整理されたものってのはちょっとなかなか探しても、郷土史なんかには記述されてありますけれどもなかなかない。ああいうものを体系的

にもっと計画的に整理されていくべきでないのかなというふうに思ったんですけども、この点についていかがでしょうかね。教育長なんですかね。

○小関勝助議長 加藤芳秀教育長。

○加藤芳秀教育長 蒲生光男議員の質問にお答えいたします。

このたびの債務負担の予算の中に、そういったものに今までなかなか手をつけられなかったということがございまして、どういう資料をどういう段取りで、どういう順番に整理していかなければならないのかということをもまずは財団側にそういうことに取りかかるという、そのための謝金を盛り込んだということでございます。その中でさらにこの文章、文についてはもう少し学術的に調べていく必要があるといったことになれば、新たにやはり予算を盛り込んで専門家をお願いしながらしていかなければならないということが出てくるのでないかなというふうに思います。貴重な財産が、資料があるというふうには認識しておりますので、そのための手間というのは一本になる予算というふうにご理解いただきたいなというふうに思っております。

○小関勝助議長 9番、蒲生光男議員。

○9番 蒲生光男議員 きょうの今の段階ではそのぐらいなんだろうと思います。ですけど、非常に私たちの生い立ちを知ることとは非常に大事なことだと思うんですね。どのように体系的に整備をしていくべきかも含めて、計画的に段階的に整備されるようにぜひお願いをしたいと思います。これはお願いです。以上です。

○小関勝助議長 ほかにご質疑ございませんか。

7番、我妻 昇議員。

○7番 我妻 昇議員 12月の取り下げというか、訂正からこの短期間の間にここまで方針や体制づくりでご尽力されたということで、今の現時点での状況やこれまでの流れから考えて認めざ

るを得ないのかなというふうに思っているんですが、前から疑問に思っていたことをぜひここでまたご質問したいんですけれども、それは小桜館のことなんです、文教の杜は小桜館と丸大扇屋、彫塑館、収蔵庫など一体として管理をして、それを指定管理に出してるわけですけども、やっぱり小桜館というのはちょっと質が違うのかなというふうに考えておりますし、いろんな方からそういったご意見を出されておまして、担当課長もその辺は把握していらっしゃる、教育長も把握していらっしゃると思っておりますけども、小桜館を整備したのは国交省のまちづくり交付金事業で整備しておまして、文科省の予算はまず入ってないというふうに認識しておりますが、国交省の予算でまちづくり交付金で、しかも交流センターという位置づけでまちづくりの拠点として整備されたことが経緯としてあります。文化財保護の観点からの予算、要するに文科省の予算ではないというふうに認識しておりますので、当初、あそこはまちづくりの拠点であるというふうに、交流センターであるというふうに説明を受けて、そのように頭に入ってるんですが、ただ、今までの流れ、現在の状況においてはこういう一体の管理もいたし方ないんでしょうけれども、ぜひこの3年の間にもう一回そこを考えていただきたいのと、広い意味でのまちづくりの拠点にしていきたいと。

今の体制のままですと、どうしても狭い意味でというんでしょうか、いろんな制約、縛りがありまして、そういった当初のまちづくりの拠点というような位置づけにはなり得ない状況であるというふうに思っておりますので、まずこの管理体制、今の管理体制はしようがないというふうに認識しておりますが、文教の杜というものの方針としてぜひその辺のことを検討していただきたいと思うのですが、これは市長と教育長にもぜひお聞かせ願いたいと

思います。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 我妻議員がおっしゃったことについてはいろんな層から、各界各層からのご意見が、特に小桜館の使い方についてはあるんだと思います。まちづくりを一生懸命なさってるところからはできるだけ自由に使えるように、また、中で飲食をしたりとかということなども考えていらっしゃるんだと思います。それもあ程度はわかります。あともう一方で、やはり文化財として長井市の歴史的な有形文化財になってるわけであり、なおかつ現存するものとしては全国で2番目に古い郡役所の跡だということがあって、これからの小桜館をどう長井の芸術文化の振興なり、あるいはまちづくりに生かしていくかということについては、やはりもっともっと議論であったり、またいろんなご提言をいただきながら決定しなきゃいけないというふうに思ってます。

確かに平成22年度のまちづくり交付金事業で改修をしたということでありまして。あとはトイレとかなんかは裏側のほうに設けて、それは前の目黒市長から引き継いで私がまちづくり交付金事業で3年間、4年間ですか、させていただきましたけれども、私の考えとしては、あの施設はまず注目すべきは現存するもので2番目に古いと。そこをある程度きちんと復元すれば、県の重要文化財、有形文化財にはもちろん、国の重文にもなるようなものだというようなお話をいただいて、当初、小桜館に隣接して5,000万円ぐらいの予算で貯蔵展示施設をつくるということでしたが、5,000万円では貯蔵展示施設も非常に中途半端じゃないかということで、それを今回のまちづくり、前回ですね、平成22年度の工事ではできるだけバルコニーとか玄関部分を復元したらどうかと、ちょっと予算的にはそれでも足りなかったんでしょうけれども、そういうふうに判断したところです。

今後、今度事業名が都市再生整備事業になったわけでごさいます、今回の都市再生整備事業では、文教の杜については残念ながら計画はなかったんですけども、次の都市再生整備事業でどういうふうに文教の杜もまちづくりに生かしていくかということで、これはぜひ、先ほど申し上げましたように文教の杜の将来構想ということで提言などもいただいております、諮問もいただいておりますので、それも踏まえて、都市再生整備事業は次回は平成29年度からできるわけでありますので、26年、27年、議論を重ねながら使い方を検討していったらいいんじゃないかなというふうに思っています。現在のところでは、残念ながら調理施設などもございせんし、中で飲食を提供できるということにはちょっと改造しなきゃいけないと。あと、木造でありますので、不特定の人がどんどん入りますとかかなり傷むということなどもあって、まずは私の考え方としては、この29年からの都市再生整備事業でそれらについて必要な部分を直して、そして性格づけもしっかりして使っていったらいいんじゃないかなと。現在のところは今の状況でやっぱり文化的なものとして、あるいは有形文化財として生かしていくという考え方で基本的にいるところでございます。以上です。

○小関勝助議長 加藤芳秀教育長。

○加藤芳秀教育長 今、我妻 昇議員から質問あったことについてお答えいたします。

私も基本的には市長と同じ考えでございます。ことし教育委員会では、今年度の中で今後10年間の教育振興計画をつくってございます。その中で長井の心を次の世代につなぐという文言、別な文言でありますけども、そういった考え方で振興計画をつくってございまして、長井の心の文化の発信の拠点となるのが文教の杜、もちろんその中の一角を担うのが小桜館でありまして、小桜館は市の指定文化財という大事な位置づけでもございます。

現在、広い層の方々が小桜館を活用していただいているというのも存じ上げております。その中で、もっとこういう利用をしたいという声なども伺っておりますが、やはり文化の発信拠点としての活用ということが基本になるのかなというふうに考えております。もっと長沼孝三先生の生き方に触れる、そういった機会もつくっていききたいし、ワークショップのような創造を感得できるような事業も考えていきたい。そんな中では、小桜館の利用は非常にいい施設でないかなというように思いますし、また、今年度実施されましたまちめぐり美術館なども見せていただきますと、本当にすばらしい利用のあり方かなというふうに考えております。そんな形で今後、財団のほうにもお願いしながら一層の活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○小関勝助議長 7番、我妻 昇議員。

○7番 我妻 昇議員 私は芸術や文化を守っていくというのはもちろん大賛成でありまして、そういったことは丸大扇屋や彫塑館や収蔵庫のほうで十分役割が果たせるのであって、小桜館は切り離したらどうでしょうかということなんです。今まちめぐり美術館の話が出ましたが、私もお手伝いさせていただきましたけども、とても使いつらいという意見も出ておりますし、それは現場にいる皆さんだったらよくわかっていらっしゃると思うんですけども、ぜひ今後、29年度からの都市再生整備事業でということも検討してるといいますので、ぜひ全国の事例なんかも調べていただいて、県の重要文化財、国の重要文化財を目指す、あるいはなっただとしても、いろんな意味で広くまちづくりやいろんな拠点で使われているところもあるやに聞いておりますので、そういった部分を目指して、狭い使い方ではなくて広い使い方、広い視野で市民に愛される施設にさせていただきたいと思っております。答弁は要りません。



○小関勝助議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

最後にお諮りいたします。本臨時会において議決された議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定いたしました。

## 閉 会

○小関勝助議長 これをもって平成26年第1回長井市議会臨時会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

午前11時18分 閉会

会議録署名議員

議 長 小 関 勝 助

10 番 町 田 義 昭

11 番 佐々木 謙 二

12 番 安 部 隆